

令和 7 年 3 月 13 日

○条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

[制定理由]

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市表彰条例ほか12件の条例を一括して改正するため制定する。

[内 容]

1 拘禁刑の創設に伴う用語の整理（整理条例第1条～第3条関係）

自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次の条例について所要の用語の整理を行うこととする。

- (1) 小田原市表彰条例（第9条関係）
- (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第6条関係）
- (3) 小田原市職員の給与に関する条例（第19条の2及び第19条の3関係）
- (4) 小田原市職員の退職手当に関する条例（第13条～第15条及び第17条関係）
- (5) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（第5条関係）
- (6) 小田原市公設地方卸売市場条例（第6条の3及び第17条の2関係）
- (7) 小田原市下水道条例（第5条の13関係）
- (8) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（第4条関係）
- (9) 小田原市情報公開条例（第32条関係）
- (10) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（附則第4条関係）
- (11) 小田原市個人情報保護審査会条例（第13条関係）
- (12) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（第16条関係）
- (13) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（第42条関係）

2 経過措置（整理条例附則第2項～第5項関係）

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適 用]

令和 7 年 6 月 1 日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小田原市表彰条例及び小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市表彰条例（昭和 42 年小田原市条例第 1 号）第 9 条第 1 項第 1 号
 - (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 57 号）第 6 条第 1 号
- (小田原市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
 - (2) 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 160 号）第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項
 - (3) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 43 号）第 5 条第 1 項第 2 号
 - (4) 小田原市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年小田原市条例第 55 号）第 6 条の 3 第 6 号ウ及び第 17 条の 2 第 3 号
 - (5) 小田原市下水道条例（昭和 41 年小田原市条例第 38 号）第 5 条の 13 第 2 号
 - (6) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 41 号）第 4 条第 1 号
- (小田原市情報公開条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第32条
- (2) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小田原市条例第28号）附則第4条第1項、第2項及び第4項
- (3) 小田原市個人情報保護審査会条例（令和4年小田原市条例第29号）第13条
- (4) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成6年小田原市条例第27号）第16条
- (5) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）第42条第1項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した

禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例第１９条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第２０条第４項及び第２２条第６項並びに小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和３７年小田原市条例第４号）第４条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定並びに小田原市職員の退職手当に関する条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第３項及び第４項（これらの規定を小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第５条第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる職員の範囲が拡大されるほか、仕事と介護の両立のための支援制度に関する周知等が義務付けられることに伴い、本市職員についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（第9条関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	3歳に満たない子を養育する職員

2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第16条の3関係）

任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。また、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならないこととする。

3 勤務環境の整備に関する措置（第16条の4関係）

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前 2 項中」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 16 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成等に関する工事の規制について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されることに伴い、本市が神奈川県から移譲を受け処理することとなる同法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 中間検査の手数料の設定（第 11 条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法の規定に基づく開発行為の許可を受けたことに伴うものに限る。）の中間検査の手数料を次のように定めることとする。

盛土又は切土をする土地の面積	金 額
3, 0 0 0 m ² 以内のもの	3, 1 0 0 円
3, 0 0 0 m ² を超え 2 0, 0 0 0 m ² 以内のもの	6, 2 0 0 円
2 0, 0 0 0 m ² を超え 4 0, 0 0 0 m ² 以内のもの	1 2, 4 0 0 円
4 0, 0 0 0 m ² を超え 7 0, 0 0 0 m ² 以内のもの	2 4, 8 0 0 円
7 0, 0 0 0 m ² を超え 1 0 0, 0 0 0 m ² 以内のもの	4 3, 4 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 m ² を超えるもの	6 2, 1 0 0 円

2 旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事に係る審査手数料の廃止（第 11 条関係）

旧宅地造成等規制法の規定に基づき旧宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事に係る審査手数料を廃止することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 5 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 5 章の章名中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第 11 条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 盛土規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（盛土規制法

第 15 条第 2 項の規定により盛土規制法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）の中間検査の申請に対する審査 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 3,100 円

イ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 6,200 円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が 20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 12,400 円

エ 盛土又は切土をする土地の面積が 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 24,800 円

オ 盛土又は切土をする土地の面積が 70,000 平方メートルを超え

100,000平方メートル以内のもの 1件につき43,400円

カ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの

1件につき62,100円

第11条第9号を削る。

第12条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第1号中「及び旧宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可」及び「及び第8号」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、本市における当該基準についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 地域包括支援センターの人員に関する基準の緩和（第4条関係）

(1) 地域包括支援センターの職員の員数の特例

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、常勤換算方法により配置基準を満たすことができることとする。

(2) センターにおける職種ごとの職員の配置の特例

(1)にかかわらず、委員会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき各職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ各職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、当該一のセンターは、各職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 6 号

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年小田原市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「小田原市地域包括支援センター運営協議会」を「小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（次条において「委員会」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に、「小田原市地域包括支援センター運営協議会」を「委員会」に改め、同項の表おおむね 1, 000 人未満の項及びおおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配

置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市学校給食センターの位置を次のように変更することとする。（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
小田原市成田 1， 1 1 1 番地の 2	小田原市飯泉 1， 2 4 8 番地

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 7 号

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 5 7 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「小田原市飯泉 1， 2 4 8 番地」を「小田原市成田 1， 1 1 1 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため改正する。

[内 容]

1 郷土文化館の本館の会議室の使用に係る規定の削除（第5条及び別表関係）

郷土文化館の本館の会議室の使用時間及び使用料に係る規定を削除することとする。

2 その他

1に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 13 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 8 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和 39 年小田原市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

郷土文化館の観覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「観覧時間等」を「観覧時間及び使用時間」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表に掲げる施設（以下「供用施設」という。）の使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

第 8 条の見出し中「会議室等」を「供用施設」に改め、同条第 1 項中「別表に掲げる施設（以下「会議室等」という。）」を「供用施設」に改め、同条第 2 項中「会議室等」を「供用施設」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 16 条中「会議室等」を「供用施設」に改める。

別表中「第 8 条」を「第 5 条」に改め、同表の 1 を削り、同表の 2 を同表の 1 とし、同表の 3 を同表の 2 とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。